

現行制度における教材の取扱いについて

制度内容

<学校教育法（昭和22年法律第26号）>

第三十四条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

- ② 前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。
- ③ (略)

※第49条(中学校)、第62条(高等学校)、第70条(中等教育学校)、第82条(特別支援学校)において、当該条項を準用。

<地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）>

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一～五 (略)
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七～十九 (略)

(学校等の管理)

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2 前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとする。

(文部科学大臣又は都道府県委員会の指導、助言及び援助)

第四十八条 地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

- 2 前項の指導、助言又は援助を例示すると、おおむね次のとおりである。
 - 一 (略)
 - 二 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。
 - 三～十一 (略)
- 3 文部科学大臣は、都道府県委員会に対し、第一項の規定による市町村に対する指導、助言又は援助に関し、必要な指示をすることができる。
- 4 (略)

<学校における補助教材の適切な取扱いについて（H27.3.4 付け通知）>（抜粋）

- 1. 補助教材の使用について
 - (2) 各学校においては、指導の効果を高めるため、地域や学校及び児童生徒の実態等に応じ、校長の責任の下、教育的見地からみて有益適切な補助教材を有効に活用することが重要であること。
- 2. 補助教材の内容及び取扱いに関する留意事項について
 - (1) 学校における補助教材の使用の検討に当たっては、その内容及び取扱いに関し、特に以下の点に十分留意すること。
 - ・ 教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に従っていること。
 - ・ その使用される学年の児童生徒の心身の発達の段階に即していること。
 - ・ 多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いとならないこと。
 - (2) 補助教材の購入に関して保護者等に経済的負担が生じる場合は、その負担が過重なものとならないよう留意すること。
 - (3) 教育委員会は、所管の学校における補助教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとされており(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第2項)、この規定を適確に履行するとともに、必要に応じて補助教材の内容を確認するなど、各学校において補助教材が不適切に使用されないよう管理を行うこと。
ただし、上記の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第2項の趣旨は、補助教材の使用を全て事前の届出や承認にかからしめようとするものではなく、教育委員会において関与すべきものと判断したものについて、適切な措置をとるべきことを示したものであり、各学校における有益適切な補助教材の効果的使用を抑制することとならないよう、留意すること。
なお、教育委員会が届出、承認にかからしめていない補助教材についても、所管の学校において不適切に使用されている事実を確認した場合には、当該教育委員会は適切な措置をとること。

法令・通知等

制度内容

＜佐賀県立学校の管理に関する規則＞

（教科書の採択及び教材の選定）

第十五条 教科書の採択は、教育委員会が行う。

2 学校が教育活動のために使用する図書その他の教材（教科書を除く。以下「教材」という。）の選定は、校長が行う。

（経済的負担の考慮）

第十六条 校長は、教材の選定に当たっては、保護者の経済的負担の軽減について、特に考慮しなければならない。

（承認を要する教材）

第十七条 校長は、教科書が発行されていない教科又は科目の主たる教材として使用する教科用図書を選定するときは、あらかじめ、教育委員会の承認を受けなければならない。

（届出を要する教材）

第十八条 校長は、次に掲げる教材を使用するときは、あらかじめ、教育委員会に届け出なければならない。

- 一 副読本の類
- 二 資料集の類

＜荒川区立学校の管理運営に関する規則＞

（教材の使用）

第十三条 小中学校は、有益適切と認められる教科書以外の図書その他の教材（以下「教材」という。）を使用し、教育内容の充実に努めるものとする。

（教材の選定）

第十四条 小中学校は、教材を使用する場合、学習指導要領及び東京都教育委員会が定める基準により編成する教育課程に準拠し、かつ、次の各号の要件を備えるものを選定するものとする。

- （1）内容が正確中正であること。
- （2）学習の進度に即応していること。
- （3）表現が正確適切であること。

2 前項に規定する教材の選定にあたっては、保護者の経済的負担について、特に考慮しなければならない。

（届出を要する教材）

第十五条 校長は、学年若しくは学級全員又は特定の集団全員の教材として次のものを継続使用する場合、使用開始期日14日前までに、委員会に届け出なければならない。

- （1）教科書又は教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する教科用図書と併せて使用する副読本、解説書その他の参考書
- （2）学習の過程又は休業日中に使用する各種の学習帳、練習帳、日記帳の類

＜つくば市立小学校及び中学校管理規則＞

（教科書の使用）

第九条 教科書は、教育委員会の採択したものを使用しなければならない。

（教材の選定）

第十条 校長は、学校において教科書以外の教材（以下「教材」という。）を使用するに当たっては、有益かつ適切と認めたものを選定しなければならない。

2 前項の規定による教材の選定に当たっては、児童生徒の保護者の経済的負担について特に考慮しなければならない。

（準教科書の使用承認）

第十一条 校長は、教科書の発行されていない教科又は科目の主たる教材として使用しようとする教科用図書（以下「準教科書」という。）については、使用1月前までに準教科書使用承認申請書により、教育長の承認を受けなければならない。

（教材の届出）

第十二条 校長は、学年又は学級若しくは特定の集団全員の教材として計画的かつ継続的に次のものを使用しようとするときは、使用20日前までに教材届出書により、教育長に届け出なければならない。

- （1）教科書又は準教科書と併せて使用する副読本、解説書その他の参考書
- （2）学習の過程及び休業日に使用する各種の学習帳、練習帳及び日記帳

内 容

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

- (9) 各教科等の指導に当たっては、児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

第2章 各教科

第1節 国語

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (3) 第2の各学年の内容の「A話すこと・聞くこと」に関する指導については、意図的、計画的に指導する機会が得られるように、第1学年及び第2学年では年間35単位時間程度、第3学年及び第4学年では年間30単位時間程度、第5学年及び第6学年では年間25単位時間程度を配当すること。その際、音声言語のための教材を活用するなどして指導の効果を高めるよう工夫すること。

3 教材については、次の事項に留意するものとする。

- (1) 教材は、話すこと・聞くこと的能力、書くこと的能力及び読むこと的能力などを偏りなく養うことや読書に親しむ態度の育成を通して読書習慣を形成することをねらいとし、児童の発達の段階に即して適切な話題や題材を精選して調和的に取り上げること。また、第2の各学年の内容の「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」及び「C読むこと」のそれぞれの(2)に掲げる言語活動が十分行われるよう教材を選定すること。

(2) 教材は、次のような観点に配慮して取り上げること。

- ア 国語に対する関心を高め、国語を尊重する態度を育てるのに役立つこと。
- イ 伝え合う力、思考力や想像力及び言語感覚を養うのに役立つこと。
- ウ 公正かつ適切に判断する能力や態度を育てるのに役立つこと。
- エ 科学的、論理的な見方や考え方を育て、視野を広げるのに役立つこと。
- オ 生活を明るくし、強く正しく生きる意志を育てるのに役立つこと。
- カ 生命を尊重し、他人を思いやる心を育てるのに役立つこと。
- キ 自然を愛し、美しいものに感動する心を育てるのに役立つこと。
- ク 我が国の伝統と文化に対する理解と愛情を育てるのに役立つこと。
- ケ 日本人としての自覚をもって国を愛し、国家、社会の発展を願う態度を育てるのに役立つこと。
- コ 世界の風土や文化などを理解し、国際協調の精神を養うのに役立つこと。

- (3) 第2の各学年の内容の「C読むこと」の教材については、説明的な文章や文学的な文章などの文章形態を調和的に取り扱うこと。

第6節 音楽

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (3) 歌唱の指導については、次のとおり取り扱うこと。

- イ 歌唱教材については、共通教材のほか、長い間親しまれてきた唱歌、それぞれの地方に伝承されているわらべうたや民謡など日本のうたを含めて取り上げるようにすること。

第3章 道徳

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

3 道徳の時間における指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (3) 先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とし、児童が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用を通して、児童の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。

- 4 道徳教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、学校の道徳教育の指導内容が児童の日常生活に生かされるようにする必要がある。また、道徳の時間の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るよう配慮する必要がある。

	内 容
小学校学習指導要領	<p>第4章 外国語活動</p> <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(6) <u>音声を取り扱う場合には、CD、DVDなどの視聴覚教材を積極的に活用すること。その際、使用する視聴覚教材は、児童、学校及び地域の実態を考慮して適切なものとする。</u></p> <p>第5章 総合的な学習の時間</p> <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(6) <u>学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。</u></p>
中学校学習指導要領	<p>第1章 総則</p> <p>第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項</p> <p>2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(10) <u>各教科等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。</u></p> <p>第2章 各教科</p> <p>第1節 国語</p> <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(3) <u>第2の各学年の内容の「A話すこと・聞くこと」の指導に配当する授業時数は、第1学年及び第2学年では年間15～25単位時間程度、第3学年では年間10～20単位時間程度とすること。また、音声言語のための教材を積極的に活用するなどして、指導の効果を高めるよう工夫すること。</u></p> <p>3 <u>教材については、次の事項に留意するものとする。</u></p> <p>(1) <u>教材は、話すこと・聞くこと、書くこと、読むこと、能力などを偏りなく養うことや読書に親しむ態度の育成をねらいとし、生徒の発達の段階に即して適切な話題や題材を精選して調和的に取り上げること。</u>また、第2の各学年の内容の「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」及び「C読むこと」のそれぞれの(2)に掲げる言語活動が十分行われるよう教材を選定すること。</p> <p>(2) <u>教材は、次のような観点に配慮して取り上げること。</u></p> <p>ア 国語に対する認識を深め、国語を尊重する態度を育てるのに役立つこと。</p> <p>イ 伝え合う力、思考力や想像力を養い言語感覚を豊かにするのに役立つこと。</p> <p>ウ 公正かつ適切に判断する能力や創造的精神を養うのに役立つこと。</p> <p>エ 科学的、論理的な見方や考え方を養い、視野を広げるのに役立つこと。</p> <p>オ 人生について考えを深め、豊かな人間性を養い、たくましく生きる意志を育てるのに役立つこと。</p> <p>カ 人間、社会、自然などについての考えを深めるのに役立つこと。</p> <p>キ 我が国の伝統と文化に対する関心や理解を深め、それらを尊重する態度を育てるのに役立つこと。</p> <p>ク 広い視野から国際理解を深め、日本人としての自覚をもち、国際協調の精神を養うのに役立つこと。</p> <p>(3) <u>第2の各学年の内容の「C読むこと」の教材については、各学年で説明的な文章や文学的な文章などの文章形態を調和的に取り扱うこと。</u></p> <p>(4) 我が国の言語文化に親しむことができるよう、近代以降の代表的な作家の作品を、いずれかの学年で取り上げること。</p> <p>(5) 古典に関する教材については、古典の原文に加え、古典の現代語訳、古典について解説した文章などを取り上げること。</p> <p>第5節 音楽</p> <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>2 第2の内容の指導については、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 歌唱の指導については、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>ア <u>各学年の「A表現」の(4)のイの(ア)の歌唱教材については、以下の共通教材の中から各学年ごとに1曲以上を含めること。(以下略)</u></p>

	内 容
中学校学習指導要領	<p>第9節 外国語</p> <p>3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>(1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>キ 生徒の実態や教材の内容などに応じて、コンピュータや情報通信ネットワーク、教育機器などを有効活用したり、ネイティブ・スピーカーなどの協力を得たりなどすること。</p> <p>(2) <u>教材は、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力を総合的に育成するため、実際の言語の使用場面や言語の働きに十分配慮したものを取り上げるものとする。</u>その際、英語を使用している人々を中心とする世界の人々及び日本人の日常生活、風俗習慣、物語、地理、歴史、伝統文化や自然科学などに関するものの中から、生徒の発達の段階及び興味・関心に即して適切な題材を変化をもたせて取り上げるものとし、次の観点に配慮する必要がある。</p> <p>ア 多様なものの見方や考え方を理解し、公正な判断力を養い豊かな心情を育てるのに役立つこと。</p> <p>イ 外国や我が国の生活や文化についての理解を深めるとともに、言語や文化に対する関心を高め、これらを尊重する態度を育てるのに役立つこと。</p> <p>ウ 広い視野から国際理解を深め、国際社会に生きる日本人としての自覚を高めるとともに、国際協調の精神を養うのに役立つこと。</p> <p>第3章 道徳</p> <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>3 道徳の時間における指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(3) <u>先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とし、生徒が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用を通して、生徒の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。</u></p> <p>4 <u>道徳教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、学校の道徳教育の指導内容が生徒の日常生活に生かされるようにする必要がある。</u>また、道徳の時間の授業を公開したり、<u>授業の実施や地域教材の開発や活用などに、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るよう配慮する必要がある。</u></p> <p>第4章 総合的な学習の時間</p> <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(6) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、<u>地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。</u></p>
高等学校学習指導要領	<p>第1章 総則</p> <p>第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項</p> <p>5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項</p> <p>以上のほか、次の事項について配慮するものとする。</p> <p>(10) 各教科・科目等の指導に当たっては、<u>生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。</u></p> <p>第2章 各学科に共通する各教科</p> <p>第1節 国語</p> <p>第2款 各科目</p> <p>第1 国語総合</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(4) 内容のCに関する指導については、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>ア <u>古典を教材とした授業時数と近代以降の文章を教材とした授業時数との割合は、おおむね同等とすることを目安として、生徒の実態に応じて適切に定めること。</u>なお、古典における古文と漢文との割合は、一方に偏らないようにすること。</p> <p>(6) <u>教材については、次の事項に留意するものとする。</u></p> <p>ア 教材は、話すこと・聞くこと、書くこと、読むこと、読むことなどの能力などを偏りなく養うことや読書に親しむ態度の育成をねらいとし、<u>生徒の発達の段階に即して適切な話題や題材を精選して調和的に取り上げること。</u>また、内容のA、B及びCのそれぞれの(2)に掲げる言語活動が十分行われるよう教材を選定すること。</p>

内 容

イ 古典の教材については、表記を工夫し、注釈、傍注、解説、現代語訳などを適切に用い、特に漢文については訓点を付け、必要に応じて書き下し文を用いるなど理解しやすいようにすること。また、古典に関連する近代以降の文章を含めること。

ウ 教材は、次のような観点に配慮して取り上げること。

- (ア) 言語文化に対する関心や理解を深め、国語を尊重する態度を育てるのに役立つこと。
- (イ) 日常の言葉遣いなど言語生活に関心を持ち、伝え合う力を高めるのに役立つこと。
- (ウ) 思考力や想像力を伸ばし、心情を豊かにし、言語感覚を磨くのに役立つこと。
- (エ) 情報を活用して、公正かつ適切に判断する能力や創造的精神を養うのに役立つこと。
- (オ) 科学的、論理的な見方や考え方を養い、視野を広げるのに役立つこと。
- (カ) 生活や人生について考えを深め、人間性を豊かにし、たくましく生きる意志を培うのに役立つこと。
- (キ) 人間、社会、自然などに広く目を向け、考えを深めるのに役立つこと。
- (ク) 我が国の伝統と文化に対する関心や理解を深め、それらを尊重する態度を育てるのに役立つこと。
- (ケ) 広い視野から国際理解を深め、日本人としての自覚を持ち、国際協調の精神を高めるのに役立つこと。

第2 国語表現

3 内容の取扱い

(4) 教材は、思考力や想像力を伸ばす学習活動に役立つもの、情報を活用して表現する学習活動に役立つもの、歴史的、国際的な視野から現代の国語を考える学習活動に役立つものを取り上げるようにする。

第3 現代文A

3 内容の取扱い

(2) 教材については、次の事項に留意するものとする。

ア 教材は、特定の文章や作品、文種や形態などについて、まとまりのあるものを中心として適切に取り上げること。

イ 教材は、近代以降の様々な種類の文章とすること。また、必要に応じて実用的な文章、翻訳の文章、近代以降の文語文及び演劇や映画の作品などを用いることができること。

第4 現代文B

3 内容の取扱い

(4) 教材は、近代以降の様々な種類の文章とする。その際、現代の社会生活で必要とされている実用的な文章を含めるものとする。また、必要に応じて翻訳の文章や近代以降の文語文などを用いることができる。

第5 古典A

3 内容の取扱い

(3) 教材については、次の事項に留意するものとする。

ア 教材は、特定の文章や作品、文種や形態などについて、まとまりのあるものを中心として適切に取り上げること。

イ 教材には、古典に関連する近代以降の文章を含めること。また、必要に応じて日本漢文、近代以降の文語文や漢詩文などを用いることができること。

ウ 教材は、次のような観点に配慮して取り上げること。

- (ア) 古典を進んで学習する意欲や態度を養うのに役立つこと。
- (イ) 人間、社会、自然などに対する様々な時代の人々のものの見方、感じ方、考え方について理解を深めるのに役立つこと。
- (ウ) 様々な時代の人々の生き方や自分の生き方について考えたり、我が国の伝統と文化について理解を深めたりするのに役立つこと。
- (エ) 古典を読むのに必要な知識を身に付けるのに役立つこと。
- (オ) 現代の国語について考えたり、言語感覚を豊かにしたりするのに役立つこと。
- (カ) 中国など外国の文化との関係について理解を深めるのに役立つこと。

第6 古典B

3 内容の取扱い

(4) 教材については、次の事項に留意するものとする。

ア 教材は、言語文化の変遷について理解を深める学習に資するよう、文種や形態、長短や難易などに配慮して適当な部分を取り上げること。

イ 教材には、日本漢文を含めること。また、必要に応じて近代以降の文語文や漢詩文、古典についての評論文などを用いることができること。

	内 容
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">高等学校学習指導要領</p>	<p>第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 教材については、各科目の3の内容の取扱いに示す事項のほか、「国語表現」及び「現代文A」は「国語総合」の3の(6)のウに示す事項について、「現代文B」は「国語総合」の3の(6)のア及びウに示す事項について、「古典A」及び「古典B」は「国語総合」の3の(6)のイに示す事項について、「古典B」は「古典A」の3の(3)のウに示す事項について留意すること。</p> <p>(3) <u>音声言語や画像による教材、コンピュータや情報通信ネットワークなども適切に活用し、学習の効果を高めるようにすること。</u></p> <p>第7節 芸術</p> <p>第2款 各科目</p> <p>第1 音楽I</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(7) <u>内容のA及びBの教材については、地域や学校の実態等を考慮し、我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国及び諸外国の様々な音楽から幅広く扱うようにする。また、Bの教材については、アジア地域の諸民族の音楽を含めて扱うようにする。</u></p> <p>第3 音楽III</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(2) <u>内容のA及びBの教材については、地域や学校の実態等を考慮し、我が国や郷土の伝統音楽を含めて扱うようにする。</u></p> <p>第8節 外国語</p> <p>第4款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 教材については、外国語を通じてコミュニケーション能力を総合的に育成するため、各科目の目標に応じ、実際の言語の使用場面や言語の働きに十分配慮したものを取り上げるものとする。その際、その外国語を日常使用している人々を中心とする世界の人々及び日本人の日常生活、風俗習慣、物語、地理、歴史、伝統文化や自然科学などに関するものの中から、生徒の発達の段階及び興味・関心に即して適切な題材を変化をもたせて取り上げるものとし、次の観点に留意する必要があること。</p> <p>ア 多様なものの見方や考え方を理解し、公正な判断力を養い豊かな心情を育てるのに役立つこと。</p> <p>イ 外国や我が国の生活や文化についての理解を深めるとともに、言語や文化に対する関心を高め、これらを尊重する態度を育てるのに役立つこと。</p> <p>ウ 広い視野から国際理解を深め、国際社会に生きる日本人としての自覚を高めるとともに、国際協調の精神を養うのに役立つこと。</p> <p>エ 人間、社会、自然などについての考えを深めるのに役立つこと。</p> <p>(4) 各科目の指導に当たっては、指導方法や指導体制を工夫し、ペア・ワーク、グループ・ワークなどを適宜取り入れたり、<u>視聴覚教材やコンピュータ、情報通信ネットワークなどを適宜指導に生かしたりすること。</u>また、ネイティブ・スピーカーなどの協力を得て行うティーム・ティーチングなどの授業を積極的に取り入れ、生徒のコミュニケーション能力を育成するとともに、国際理解を深めるようにすること。</p> <p>第4章 総合的な学習の時間</p> <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(6) <u>学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。</u></p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">教育課程企画特別部会 論点整理</p>	<p>2. 新しい学習指導要領等が目指す姿</p> <p>(3) 育成すべき資質・能力と、学習指導要領等の構造化の方向性について</p> <p>②学習活動の示し方や「アクティブ・ラーニング」の意義等</p> <p>(指導方法の不断の見直し)</p> <p>○ このような中で次期改訂が学習・指導方法について目指すのは、特定の型を普及させることではなく、下記のような視点に立って学び全体を改善し、子供の学びへの積極的関与と深い理解を促すような指導や学習環境を設定することにより、子供たちがこうした学びを経験しながら、自信を育み必要な資質・能力を身に付けていくことができるようにすることである。そうした具体的な学習プロセスは限りなく存在し得るものであり、教員一人一人が、子供たちの発達の段階や発達の特性、子供の学習スタイルの多様性や教育的ニーズと教科等の学習内容、単元の構成や学習の場面等に応じた方法について研究を重ね、ふさわしい方法を選択しながら、工夫して実践できるようにすることが重要である。</p> <p>i) 習得・活用・探究という学習プロセスの中で、問題発見・解決を念頭に置いた深い学びの過程が実現できているかどうか。</p> <p>新しい知識や技能を習得したり、それを実際に活用して、問題解決に向けた探究活動を行ったりする中で、資質・能力の三つの柱に示す力が総合的に活用・発揮される場面が設定されることが重要である。教員はこのプロセスの中で、教える場面と、子供たちに思考・判断・表現させる場面を効果的に設計し関連させながら指導していくことが求められる。</p>

- ii) 他者との協働や外界との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める、対話的な学びの過程が実現できているかどうか。
身に付けた知識や技能を定着させるとともに、物事の多面的で深い理解に至るためには、多様な表現を通じて、教師と子供や、子供同士が対話し、それによって思考を広げ深めていくことが求められる。こうした観点から、前回改訂における各教科等を貫く改善の視点である言語活動の充実も、引き続き重要である。
- iii) 子供たちが見通しを持って粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる、主体的な学びの過程が実現できているかどうか。
子供自身が興味を持って積極的に取り組むとともに、学習活動を自ら振り返り意味付けたり、獲得された知識・技能や育成された資質・能力を自覚したり、共有したりすることが重要である。子供の学びに向かう力を刺激するためには、実社会や実生活に関わる主題に関する学習を積極的に取り入れていくことや、前回改訂で重視された体験活動の充実を図り、その成果を振り返って次の学びにつなげていくことなども引き続き重要である。

4. 学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策

(2) 学習指導要領等の理念の実現に向けて必要な支援方策等

(環境の整備)

- さらに、教科書を含めて必要な教材や情報機器についても、2. (3) ② i) ~ iii) に示した視点を踏まえて改善を図り、新たな学びや多様な学習ニーズに対応したものとしていく必要がある。
※教科書の図版や写真を、動画や音声などのデジタル教材と関連付ける「拡張現実 (Augmented Reality: AR)」技術等の活用も、学習者の理解の向上に効果があるものと考えられる。

5. 各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性

(1) 各学校段階の教育課程の基本的な枠組みと、学校段階間の接続

③ 中学校

- 特に外国語教育については、上記②のとおり、3年間を通じて毎学年週4コマ、合計で420単位時間の授業時数となっている。小学校段階での充実を前提に、この成果を最大化して高等学校教育につなぐ観点から、互いの考えや気持ちを伝え合うことなどを通じて思考・判断・表現を行うことができる指導内容などの抜本的な質的改善や、教科書を含めて必要な教材の改善・充実が求められる。

(2) 各教科・科目等の内容の見直し

⑮ 道徳教育

- 義務教育においては、従来の経緯や慣性を乗り越え、道徳の特別教科化の目的である道徳教育の質的転換が全国の一つ一つの教室において確実に行われることが必要であり、そのためには、答えが一つではない、多様な見方や考え方の中で子供たちに考えさせる素材を盛り込んだ教材の充実や指導方法の改善等が不可欠である。

[別紙]

英語教育の改善・充実については、第二期教育振興基本計画等を踏まえ、文部科学省に設置された「英語教育の在り方に関する有識者会議」報告（平成26年9月）において提言がまとめられているところであり、諮問においても、同報告の提言を踏まえつつ検討を行うことが求められているところである。

これらを前提に、これまでの英語教育の実施状況や今後検討すべき小学校教育を中心とした課題を整理するとすれば、以下のとおりである。

(指導内容と、指導のために必要となる時数について)

- また、中学年からは、外国語学習への動機付けを高めるため、体験的に「聞く」「話す」を中心とした外国語活動を通じて、言語や文化についての体験的理解や、音声等への慣れ親しみ等を発達段階に適した形で養うとともに、指導内容・方法や活動の設定、教材の工夫、他教科等で児童が学習したことを活用するなどの工夫により、指導の効果を高めることが必要である。

(高学年における指導時間の確保について)

- 高学年における指導時間の確保については、(1) ②に示したように、短時間学習として実施する可能性も含めた専門的な検討が必要となる。その際、外国語における短時間学習の実施に向けては、以下のような視点を踏まえた検討とともに、担当する教員が、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を、責任を持って行う体制整備が必要であるといった観点から、教員養成、教員研修及び教材開発に関する条件整備が不可欠である。

- ・ 一定の効果が期待される場合には、指導内容のまとめりや学習活動の教育効果を年間授業時数に含めることを可能とする方向で専門的に検討を行う。
- ・ 10～15分の短時間で円滑に効果的な学習を行うためには、児童の学習規律が確立されていることが前提となるため、低学年からの学びの在り方も含め、学校全体の学習規律の確保が必要。
- ・ 短時間学習を行うための、教員が指導できる指導計画、教材の整備や指導法の確立が必要。
- ・ 指導計画については、学校が定めた標準の授業単位時間により実施される授業の指導計画と連動させ、短時間学習に適した活動が選定されることが必要。
- ・ 教科化を前提とした場合、短時間学習を含めた学習についての評価の在り方も確立することが必要。